慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『醒世姻縁伝』に描かれた妻妾たち(一) : 計氏と珍哥の場合
Sub Title	A portrayal of wives and concubines in "Xingshi yinyuanzhuan"
Author	池田, 麻希子(Ikeda, Makiko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2003
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.84, (2003. 6) ,p.41- 59
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00840001-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『醒世姻縁伝』に描かれた妻妾たち（一）

――計氏と珍哥の場合――

池田　麻希子

はじめに

長編白話小説『醒世姻縁伝』は、その作者西周生の実名、及び正確な成書年代が明らかでない。おそらく清初の順治十八年（一六六一）頃までに完成し、康熙二〇年（一六八一）には蘇州で刊刻されたと推測される。[1]

物語は明の正統年間から成化年間（一四三六～一四八七）の山東を主要な舞台としているが、実際には明清交代期を挟む明の崇禎年間から、清の順治年間始めに当たる明末清初の社会が描かれていると思われる。[2]

この書は、稀代の悍婦と恐妻家を描いた作品として知られているが、恐妻を扱った文学作品が、明末清初にかけて特に多く見られることは、既に指摘されており、[3] 例えば当時の異民族支配との関連もその理由の一つとして挙げられている。[4] しかし、筆者はここではより狭い枠組みである家庭の中から、この時代に悍婦が生みだされた背景を探っていこうと思う。当時の一夫一妻多妾制のもとで、夫をめぐる正妻と妾たちとの関係はどのようなものであったか、『醒世姻

縁伝』に描かれた妻妾たちを通して、概観してみたい。本稿では、作中第一～十一回にみえる、晁源の正妻である計氏と妾の珍哥との確執を中心に論じていくことにする。

一

まず、明末清初における婚姻制度の基本的状況を、法律から確認してみたい。[5]

当時、男性側の社会的地位、年齢等の条件によって異なるものの、妾を複数娶ることは可能であった。[6] しかし、〝妻〟は唯一人とされていた。『大明律』「妻妾失序」の項に次のようにある。

もし妻がいるにもかかわらず、更に妻を娶る者は、杖九十の上、（後に娶った方を）離別すること。[7]

妻が唯一人とされるのは、嫡出の長男を後嗣とする中国の家族制度上、[8] 嫡庶の乱れによる後継者問題が起こるのを防ぐためであろう。『大明律』の同じ項に、妻妾の序列を乱さぬよう、次のようにある。

妻を以て妾とする者は、杖一百。妻が存命の内に、妾を以て妻とする者は、杖九十。妻妾共々元の身分通り（妻は妻、妾は妾）に改めること。[9]

妻妾の序列はこのように厳然と定められ、乱すことは許されなかった。また、その身分差は、刑法上からも読みとれる。

妻が夫を殴った場合は杖一百。〔……〕折傷以上に至れば、傷の軽重に従って、一般人を折傷した場合に更に罪三等を加える。もし夫が篤疾に至れば絞罪、死亡させた場合は斬罪、故意に殺害した場合は凌遅刑に処す。もし妾が夫及び正妻を殴った場合は、妻が夫を殴った場合に、更に罪一等を加える。〔……〕夫が妻を殴った場合、折傷

に至らなければ罪を問わない。折傷以上に至れば、一般人を殴った場合より罪二等を減じる。〔……〕死亡させた場合は絞罪に処す。夫が妾を殴傷して折傷以上に至れば、夫が妻を殴傷した場合より罪二等を減じる。死亡させた場合は、杖一百、懲役三年に処す。妻が妾を殴傷した場合の罪は、夫が妻を殴った場合と同様に処す。(10)

このように、刑法上では、妾が妻よりも低い地位であるのみならず、正妻さえも夫にとって、一般人より低い存在であることがわかり、夫—妻—妾、という厳格な序列がここからはっきりと浮かび上がって見えるのである。

二

前章で述べたように、法律上、妻妾の地位は厳然と区別され、序列を乱すことは許されないはずであった。しかし、『醒世姻縁伝』では、冒頭から正妻の置かれた苦しい状況が描かれている。

華亭県知県の晁思孝の息子、晁源は妓女の珍哥を銀八百両で落籍して妾とする。晁源は彼女と共に屋敷の別棟に住み、正妻の計氏が暮らす奥の棟には足を向けない。やがて計氏はその日の米や薪にもこと欠く有様になっていく。

ある日、晁源は珍哥共々、友人たちを大勢引き連れて、荘園に狩りに出かける。その様子を腹立たしい思いで見ていた計氏に、近所の女たちが声をかける。高四嫂という女が次のように意見する。

「晁の奥様、あなたは賢い人です。まあお聞きなさい、腹を立ててはいけません。もしあなたが規律を持ち出さず、旦那様がでたらめをやるのに任せていたら、家がたちゆきませんよ。〔……〕うちの人が昔、いい暮らしをしていた時、妾をありったけの服で着飾らせてやっても、私はちっとも腹を立てなかったし、妾と寝るというなら、一晩だって二晩だって、たとえ十日だって焼き餅を焼いたりしませんでした。だけどうちの忘八や淫婦がやりたい

放題、勝手なことをしていたら、絶対に許しませんでしたよ」[11]（第二回）

高四嫂は「原則的に正妻の利益が侵犯されなければ、たとえ夫の心が他にあってもかまわない」[12]という態度をとっている。ここで我々は『醒世姻縁伝』に先立つ[13]『金瓶梅』での呉月娘の姿を思い浮かべることができるだろう。西門慶の正妻である彼女は五人の妾の上に立つ存在だが、大家族の中で女性同士のいざこざはよく起こり、腹を立てさせられることも多い。しかし周囲に「一家の主婦は下水の甕、いいことも悪いことも、胸の内にしまっておくものですよ」（第五一回）「奥様、あなたは一家の主婦、下水の甕は少しは大きくなくてはどうしましょうか？」（第七六回）――家庭を切り盛りする人は、家中の様々ないざこざを全て一身に収めるものだ――となだめられると、腹立ちをぐっと胸に収め、自分から騒ぎを大きくするようなことはしない。だが、妾の潘金蓮の振る舞いが分を越えるような場合は許さない（第七五回）。西門慶も、呉月娘には一目置いている[14]。高四嫂の夫も、正妻である彼女の恩威兼ね備えた態度の前には、そうそう勝手なことができなかった、と近所の別の女が述べている。

しかし、計氏の置かれている状況は、高四嫂たちの想像以上に厳しい。彼女はただ寵愛を失っただけでなく、夫から正妻として尊重されてもいない。正月を迎えても、彼女の部屋の様子は惨めである。

さて計氏は以前から使っている何人かの小間使いや女中たちをつれて、奥棟で孤独に暮らしていた。年の暮れになっても、計氏は晁大舎の所へ頭を下げて物を貰いに行こうとしなかったし、晁大舎も年越しの物を少しも奥の計氏の所へ送ってやらなかったので、本当に何一つ無かった。女中たちは、表の珍哥の所では大賑わいなのに、奥の計氏の所では、主従そろってマントウの皮やギョウザの皮さえ、夢にも見ることができない有様なので、ふくれっ面して柄杓を放り、お玉を投げつけ、溜め息をついて恨み言を言い合っている[15]。（第三回）

付いた主人が悪かった、と女中たちにまで聞こえよがしに嫌みを言われ、計氏は腹立たしくもあり、悲しくもある。このような状況下で、計氏に残っているのは自分自身の正妻としてのプライドだけである。だが、このプライドさえも傷つけられる事件が起きる。

正月十六日の夜になって、計氏のもとへ珍哥から元宵節のお祝いにと、重詰めと酒が届けられる。実は晁源が気を回して用意させた物だったが、そうとは知らない計氏は、真っ赤になって怒り出す。

「恥知らずの淫婦！　お前は私の天を戴き、私の地を踏みつけ、私の夫を独り占めしておきながら、私にお節句を祝うように、と物をくださるのね！これじゃ、鼻水が上へ流れる、ってものじゃないの！」(16)（第三回）

まるで正妻が妾に対するような珍哥のやり方に、計氏は「本末転倒だ」と、怒りを隠せないが、このように彼女の家庭内での地位は完全に逆転されてしまっている。

さて、晁源の両親は知州となって通州に昇任した後、息子が娼妓を妾として納れたことを知る。晁夫人は嫁の心情を慮って、召使いに計氏へのお金や反物を託し、言伝する。

あの子はもう妾を家に納れてしまったけれど、これは世間ではよくあることです。だけど、当初あなたが自分の考えをしっかり持って、何としても妾を納れるのを許さなければ、あの子もあきらめたかもしれません。もともと調子を合わせて、軽々しくあの子のやり方に同意するべきではなかったのです。でも、たとえ妾を納れるにしても、ちゃんとした家の娘さんなら良かったのに、どうしてまた、舞台に立っていた役者なんぞを娶ったのでしょう？流し目を使ったりして、全くもってまっとうな女のようではありません。でももう「お米は炊きあがってしまった」し、「お豆腐は灰の中に落ちてしまった」のです。吹けども払えども灰は落とせません。自分を慰め、度量

を広く持つしかないのです。つまらない腹立ちはやめて、何事も辛抱して下さい。私が家に帰ったら、方法はあるのですから。[17]（第八回）

高四嫂同様、晁夫人も、あなたは正妻なのだから、起きてしまったことは我慢しなさい、と繰り返すだけである。「主婦は下水の甕」と何事も胸に収めて我慢できるのも、正妻として尊重されていればこそである。しかし今の計氏は、女中の嫌味さえも、聞こえない振りをしてやり過ごすしかない状態である。

一方、珍哥は晁夫人の計氏への言伝を耳にして深く恨み、計氏を完全に追い落とす機会を窺う。そして、ある日計氏の部屋から尼僧と道姑が出て来たのを、和尚、道士と密通したと騒ぎ立てる。晁源は珍哥の言葉が嘘だと知るが、この機会を利用して計氏と離婚する事を決めてしまう。

晁源は早速計氏の父親と兄を呼び出し、その旨を伝える。作中にはっきりと書かれてはいないが、おそらくこの時晁源は、計氏が「七出（離婚するべき七つの理由）」のうち、「淫佚」を犯したという理由を持ち出したものと思われる。「七出」を犯した場合、妻の側にとって救済措置となりうる「三不去（離婚するべきでない三つの理由）」は「淫佚」を犯した場合には適用されないので、[18]計氏は離婚を言い渡されれば従うよりほか無い。

計氏はいっそ珍哥を殺して夫と差し違えようかと考えるが、死に遅れて捕えられた時のことを思うと、それもできない。かといって、汚名を着せられたまま生き続けることはできない。女中たちは「奥様は、大旦那様と大奥様が仲人を立てて、正式に旦那様に娶られた御正室、旦那様の上には、まだ大旦那様と大奥様がいらっしゃいます。誰も奥様を離縁させたりなんてできませんよ」[19]と言う。しかし計氏は晁夫妻が息子に甘いことを知っている（第二回参照）。「たとえお義父さんお義母さんが帰ってらしても、私を雨風から守ってくれはしないだろう」と冷静に判断している。追い込ま

れた彼女には、抗議の自殺によって無実を訴えることしか残されていない。こうして計氏は、父親が晁家に彼女を迎えに来る前に、首をくくってしまう。

後に計氏の自殺をめぐって裁判が行われた時、彼女の父親は以下のように訴える。

「……妾を納れたり、娼妓を落籍することがない、とは申しません。ですが上下の分、本妻と妾の別というものはございます。本妻と妾の位を取り替えて、冠を足に履き、靴を頭に載っけてもいいというのですか？」[20]（第十回）

妻妾の序列を乱さぬよう、法律まで制定されているにもかかわらず、主人の寵愛の庇護を受けた妾の地位が、正妻の地位を凌ぎ、その命を奪うまでに発展してしまう。計氏がここまで追い込まれた背景には、何があったのだろうか。

三

明代当時、妾を娶ることが法律上、許されていたということは既に述べた。注（6）で引いたように、『問刑條例』では「庶民は四十歳以上で息子のいない場合、妾を一人娶ることを許す」とある。また、違反した場合の罰則も定められていた。『大明律』「妻妾失序」の項に次のようにある。

庶民は年四十歳以上で息子のいない場合において、妾を娶ることを許す。違反した場合は笞刑四十回。[21]

『大明律』は洪武三十年（一三九七）に正式に頒行された後、明朝が滅びるまでのほぼ二五〇年間、律文が改訂されることなく受け継がれており、明末当時においても、この条項は当然施行されていたはずである。また、続く清代、明律を承けて順治四年（一六四七）に成立した『大清律集解附例』は、この「妻妾失序」の項も受け継いでいる。しかし明滅亡よりほぼ百年後になる乾隆五年（一七四〇）の改訂の際、『大清律例』の「妻妾失序」の項から、この「其民年

四十以上無子者、方聴娶妾。違者笞四十。」の条項は削除される。しかし『醒世姻縁伝』が成立したと思われる順治年間には、まだ律文の中に存在していたので、明代同様に施行されていたはずである。

ところが、『醒世姻縁伝』中には、この法律に違反している者が少なくない。例えば、第五五回では狄希陳の父、富農の狄宗羽が二四両で十八歳の妾を買っている。この時、狄宗羽の年齢は六三歳は越えているはずだが、既に結婚している十九歳の息子、希陳がいる。法律に照らせば、年齢はともかく、既に息子がいるので法律違反である。また、第五四回では、まだ三十歳前の銀細工師が、既に一男一女をもうけているにもかかわらず、納妾を妻に持ちかける件がある。もちろん、薛素姐の父薛振のように、子供がいないために、五二歳になってようやく妾を一人納れた例もある。

この条項が徹底されていないのは、律文の解釈によるところもあるのかもしれない。『大明律集解附例』(萬暦年間)の注は、この部分について次のように解釈している。

もし四十歳以上で息子がいる者や、息子がいないといっても年齢が四十歳未満の者が、法律に反して妾を娶った場合は四十回の笞刑に処す。思うに、もしまた妻を娶れば、妻は配偶者であるから、法に反することになる。しかし妾を娶ることは妻妾の分に於いては問題ない。故に笞刑に処するに留めているのである。律文では離別させる、とは述べておらず、そのまま妾とするのを許している。後嗣無きことを重く見るからである。(22)

つまり、刑罰は科せられるが、納妾は可能だとしている。ここで納妾を可能と解釈する拠り所となるものが、妻妾の序列を守るための条項であったことは皮肉である。

しかし、作中では法律に反した状況で妾を娶った者で、実際に笞刑を受けた者は誰もいないようである。『醒世姻縁伝』が書かれた当時、条文は既に空文化されていたのではないだろうか。

郭松義氏は、乾隆五年に削除されるまでは、この条項は少なからぬ人が遵守していたとして、理学家張履祥の例を挙げている。張履祥は、正妻の産んだ息子二人が相次いで亡くなったため、納妾を薦められるが、四十歳前だったため肯んぜず、順治七年（一六五〇）に四十歳になってはじめて妾を納れた、という。[23] しかし、張履祥が四十歳になる前に、納妾を薦めた者がいたというところにこそ、注目すべきであろう。更に言えば、この条項が広く行われていれば、このような逸話がわざわざ記される必要もなかったのではないか。

また、納妾が上流階級のみならず、庶民にも広く薦められていたことは、順治十三、四年（一六五六、五七）頃に成立したとされる女訓書『新婦譜』[24] からも窺うことができる。これは著者の陸圻が娘の嫁入りに際して贈ったものというが、[25] その中で次のように述べられている。

風雅の人は、そのうえ血気がさだまらない。とかく廓遊びをしたり、婢妾を置いたり買ったりする。ただその人が学問ができ、詩文もうまく作りこなせさえすれば、それこそ才子のふるまいだから、気に病むにはあたらぬのだ。〔……〕格のちがった夫たち、学問を仕事とせぬ者たちの中には、あるいは家で営業にあたり、あるいは遠く外に出て商売をする者もいるが、〔……〕もし小間使いを妾になおし、妾を買いこんだりしても、ともに赦してあげるべきなのである。妾たちを礼をつくして面倒を見てやれてこそ、はじめて出来た優しい女だと褒められるのだ。貧しい家で妾をいたわり、ともに安んじて暮らすのはとりわけ婦徳の証しとなるのだ。[26]（「敬丈夫」六）

ここでは夫の身分の高低、富の有無にかかわらず、納妾を認めることを婦徳として勧めるばかりで、年齢や嫡子の有無――「民四十以上無子者」に限るという条項――に関しては一切触れられていない。山崎純一氏はこの部分について、「家系の存続という道義を理由に畜妾の必要を説かず、男性の性衝動を当然視する点は男性撰者の偽らぬ心情を語

ったものとして注目される」と述べている。[27] 氏が指摘するように、納妾はこの時期既に、男性側が望みさえすれば、世間一般では認められる状況にあったのではないかと思われる。乾隆五年（一七四〇）にこの条項が削除されたのも、おそらく空文化して久しいと判断されたためではないだろうか。

以上の点から考えるに、『醒世姻縁伝』が書かれた明末清初において、納妾の底辺は、法律の許す範囲を超えて広がっていたと思われる。

四

さて、前章で明末清初において納妾の底辺が拡大したと述べたが、ではその当時、妻妾間の関係に変化はみられたのだろうか。

一夫一妻多妾制度下では夫を頂点に正妻、妾、更にその下に侍女が置かれる場合もある。こういった女性同士が嫉妬しあう関係について、李新燦氏は、「1、正妻が妾を嫉妬する」「2、正妻や妾が侍女を嫉妬する」「3、妾が妾を嫉妬する」「4、侍女が侍女を嫉妬する」「5、侍女が妾を嫉妬する・侍女や妾が正妻を嫉妬する」という五つのパターンに分類し、五つ目のパターンについて次のように述べている。

上述した（1～4までの）嫉妬の現象が、地位の高い女性が地位の低い女性に嫉妬する、また地位が同等の女性間での嫉妬だと総括できることは明らかである。しかし実際には地位が高い女性が、地位の低い女性を嫉妬すると同時に、地位の低い女性も地位の高い女性を嫉妬しているのである。〔……〕もちろん地位が高い女性の、地位が低い女性に対する嫉妬と、地位が低い女性の、地位が高い女性への嫉妬には相違がある。一般的に言えば、前者は

主に「嫉妬」、後者は「妬み」と表現できる。また、前者は比較的公然となされ、後者は比較的密かになされる。前者は危害が比較的大きく、後者は比較的小さい。[28]

李氏はここで「侍女や妾の正妻に対する嫉妬」は「密か」に行われ、その危害の程度は「比較的小さい」としている。確かに、一般的にはそのような場合が多いだろう。しかし、明末清初のこの時期、そういった関係にも変化が現れ始めたことは、[29]計氏と珍哥の事例からも窺えるだろう。珍哥は計氏に公然と対抗意識を表す。晁源もまた、計氏に気を遣う部分が無いわけではないが、珍哥のそういった態度を積極的に正そうとはしていない。高四嫂の拠って立つ「正妻の利益が侵犯されなければ、たとえ夫の心が他にあってもかまわない」という原則は、夫と妾双方が妻妾の序列を最低限認識してこそ、二重基準として成り立つものである。そのバランスが、内側から揺らぎ始めていることは、例えば、次の場面にも現れている。

第八回で珍哥は、晁夫人が計氏へたくさんの品物を送ったことや、その際の言伝の内容を、召使いから尾鰭を付けて聞かされる。彼女は自分が通州で晁夫妻と対面したときの状況と引き比べ、腹を立てる。

「全く訳もなく騒ぐ奴だな！俺たちには何だってあるだろう？お袋があいつにあれっぽっちの物を言付けたからって、欲張り者め！」

「私は物が欲しいからじゃない、腹が立っているのよ！（通州でお会いしたとき）私は何度も何度も叩頭したのに、お義父さんお義母さんお二人で、どうして私には二両、投げてよこすだけなの？　あの頃暖かくなってきてたんだから、窓に張る紗を二匹添えてでもくれれば、奉公人たちの手前、まだ格好がついたのよ。あいつは家にいたのに、あんなにたくさんの物を言付けたりして……」[30]

家庭内でいくら計氏と珍哥の立場が逆転していたとしても、社会的には珍哥は息子の妾に過ぎない。身分差から言えば、正式な嫁である計氏と対応が異なって当然である。[31] それは現代に生きる私達より、当時の社会に生きた珍哥の方が良く分かっているはずである。それにもかかわらず、彼女は、実際に晁源に付いて行き、あいさつもした私が、山東の家に置き捨てられていた計氏と、なぜこれだけ対応に差があるのか――と訴える。ここでの珍哥は、正妻への嫉妬を露わにしたというだけでなく、まるで正妻の計氏と自分との身分差について、納得がいかないようにみえる。

晁源には、この珍哥の腹立ちが理解できていない。晁源が珍哥の地位を計氏と並べようが引き上げようが、彼女たちの上に立つ夫としての立場は変わらないからであろう。しかし同じ女性である晁夫人にとっては、珍哥の態度は承服できないものだったはずである。だからこそ、彼女は妻妾の身分差をはっきりとした形で珍哥に見せつけたのだろう。計氏の死後、珍哥は同じように、同性から序列を乱すなと示される。第十一回で、珍哥が美々しく着飾って、晁家の親戚へ弔問に出かけた場面である。

孔挙人の奥方は急いで迎えに出て来たが、珍哥だと見て取ると、足を引っ込め、前に進もうとしない。珍哥が目の前に来て、霊前でお辞儀をすると、悠々とした態度で曖昧に礼らしきものを述べ、仕方がないので渋々席に着かせ茶を勧めた。孔夫人は言った「晁の奥様がいらしたっていうから、晁家ではいつ後添いを娶られたのかしら、こんなに（正妻の計氏が亡くなって）すぐ晁夫人だなんて、と不思議だったのだけど、あなただったとはね。まさか正妻に直してもらったっていうんじゃないでしょうね？私、お宅のためを思いますと、やっぱり別にちゃんとした奥様を娶るべきだと思いますよ。その方が私たち親戚の者としてもお付き合いしやすいですしね」話をしている折しも、太鼓が二度鳴って、婦人の弔問客の到着を知らせた。孔夫人は「はっきり見るのよ！　また〝晁の奥様〟が

お出でだなんてやめておくれ！」と言いつけるが、口ではそう言いながら、身体はもう表に向かって走り出ていた。[32]

孔夫人は、訪れた蕭夫人一行に対し、珍哥の時とはうって変わった丁寧な応対をする。珍哥はいたたまれずに帰宅し「人のお妾さんになるのがこんなにも惨めなことなら、やっぱり昔の商売をして（客をとって）いた方が愉快だったわ」と嘆く。この時、女中が「珍姨」と呼びかけたことから、怒りが爆発する。

「……呼ぶんだったら〝奶奶（おくさま）〟とお呼び！〔……〕前はあのくたばり淫婦がまだ生きてたから、お前が私のことをでたらめに（〝姨（おめかけさん）〟と）呼んだってしょうがなかった。でも、今はもうあいつはいないのに、まだ〝珍姨〟って呼ぶの？　うちの淫売女中たちが私のこと人間扱いしてくれないのだもの、ほかの人たちが私を見下げるのも無理ないわね！……」[33]

珍哥は二人の同性から続けて（女中の方は無意識にとはいえ）、実質的には正妻然として振る舞っても、身分はまだ妾に過ぎないのだと思い知らされる。珍哥の意識と周囲の社会的な認識にはずれがあり、そのずれが珍哥を苛立たせ、孔夫人をも不愉快にさせている。珍哥が帰った後、彼女は腹立ちが収まらず、蕭夫人に次のように言う。

「晁家のやり方はまともじゃありませんよ。きちんと、ちゃんとした奥様を娶って、その方に外に出てお付き合いさせ、家事を切り盛りさせるものでしょ。あの女は家に置いといて、人形芝居みたいに夫婦ごっこさせておけばいいのに、わけもなく表に出して何をやらせようっていうのかしら！相手にしないのも良くないし、相手するのも良くないでしょう……」

蕭夫人が言った「……あの人はお悔やみに来たのだから、彼女の身分に関係なく、ほかの人と同じように対応するべきですよ。といっても、これは（お亡くなりになった孔家の）ご老人のお顔を立てて、ということで、もちろ

ん彼女のためっていうことじゃないのよ」[34]

蕭夫人の態度は穏やかだが、実際は、孔夫人以上に珍哥を下位の者として見ていることが明らかである。

一方、孔夫人は腹立ちを隠せない。「珍哥は家に置いておいて……」の科白からわかるように、彼女もまた「正妻の利益が侵犯されなければ、たとえ夫の心が他にあってもかまわない」という二重基準を認めている。ところが、それを珍哥にやすやすと踏み越えられると、彼女にはなす術がない。勝手に序列を乱されても、実際彼女にできることは嫌味を言うぐらいである。正妻の自分が妾の相手をすれば、自分の身分を下げ、相手の身分を引き上げることになってしまう。しかし珍哥が弔問に来れば、一応相手をしないわけにはいかないのである。そこで、孔夫人の批判の矛先は、珍哥をしっかり管理するべきだとして、晁源に向けられる。

序列を踏み越えようとする妾たちの出現は、法律に抵触することを無視した納妾の拡大に伴っている。しかし、納妾を婦徳として奨励する風潮の中で、正妻たちにそれを止める術はない。形骸化された序列に固執しても、それは夫の態度如何であっけなく崩されてしまう。計氏の自殺は、夫の放縦、妾の台頭——それらを容認する明末清初の社会が生みだした結果であるのかもしれない。

おわりに

明末清初の社会において、正妻の地位は法律で守られているように安泰なものではなかった。逆に、序列を守るための法律が、法の許す範囲を超えた納妾の拡大を助長するという皮肉な結果を招いている。それに伴って増加したであろう妻妾の確執は、時に悲劇を生みだすこともあっただろう。このように、正妻にとって緊張に満ちた状況が、悍婦を生

みだす土壌となったのかもしれない。

恐妻・悍婦の問題に関しては、後継者問題など、この他にも尚多くの要因が考えられる。『醒世姻縁伝』に描かれた別の妻妾たちの場合と合わせ、今後の課題として考察を続けていきたい。

注

（1）拙稿「『醒世姻縁伝』研究序説—作者と成書年代を中心に—」『藝文研究』第七四号、一九九八年、参照。また、鄒宗良氏は、明の崇禎十一年（一六三八）年頃に創作が開始され、清の順治五年（一六四八）頃に完成したのではないかと推論する。（「『醒世姻縁傳』的歴史地位與寫作年代上下限的推考」『醒世姻縁傳』（上下冊）三民書局、二〇〇〇年二月、台北、下冊、附録。）

（2）鄒宗良、注（1）前掲論文、一三六五～一三七六頁参照。

（3）大塚秀高「懼内文学の流れ—小青伝を論じて李漁に及ぶ—」『埼玉大学紀要（教養学部）』第二五巻、一九八九年、一〇八頁。林保淳「「妒婦」與明清小説—一場男人與女人的戦争」『第二屆明清之際中國文化的轉變與延續學術研討會論文集』文史哲出版社、一九九三年六月、台北、九四頁。Wu, Yenna. "The inversion of Marital Hierarchy : Shrew Wives and Henpecked husbands in seventeenth-Century Chinese Literature". *The Harvard Journal of Asiatic Studies*, Vol. 48, No. 2, 1988, p. 366.

（4）Yenna Wu 氏は、文人たちは恐妻を扱った物語の結末における妬婦の改心を、儒教による異民族の教化になぞらえて、異民族支配による自身の不安を緩和させたのではないか、と指摘している。Wu, Yenna. "Introduction". *The Lioness roars : Shrew Stories from Late Imperial China*. Ithaca, New York : Cornell University East Asia Program, 1995, p. 4.

（5）明代の法典『大明律』は洪武三十年（一三九七）に正式に頒行された後、明朝が滅びるまでのほぼ二五〇年間、律文が改訂されることなく受け継がれた。また、続く清代、順治四年（一六四七）にまず成立した『大清律集解附例』は、明律を踏襲して成ったものである。本章で挙げる「妻妾失序」「妻妾毆夫」の律文では両者に相違が無いため、『大明律』所収の律文を用いることにする。

また、本稿での『大明律』、『問刑條例』の引用は『大明律集解附例』（臺灣學生書局、一九七〇年、台北、全五冊、明萬暦間浙江官刊本）による。句点は主として『大明律』（懐效鋒點校、法律出版社、一九九九年、北京）に従い、解釈については『讀律瑣言』（雷夢麟（嘉靖三四年頃在世）著、懐效鋒・李俊點校法律出版社、二〇〇〇年、北京）及び『高瀬喜朴著 大明律例譯義』（小林宏、高塩博編、創文社、一九八九年）も参考にした。

(6) 『問刑條例』「名例律、應議者犯罪條例」「各處親王妾媵、許奏選一次、多者止於十人。世子及郡王額妾四人、長子及各將軍額妾三人、各中尉額妾二人。世子、郡王選婚後、二十五歲、嫡配無出、許選妾二人、以後不拘嫡庶、如生有子、即止於二妾。至三十歲無出、方許娶足四妾。長子及將軍、中尉選婚後、三十歲、嫡配無出、許選妾一人。以後不拘嫡庶、如生有子、即止於一妾。至三十五歲無出、長子、將軍方許娶足三妾、中尉娶足二妾。庶人四十以上無子、許選娶一妾。」

(7) 巻第六「戸律三、婚姻、妻妾失序」「若有妻更娶妻者、亦杖九十、離異。」

(8) 『讀律瑣言』巻第四「戸律一、戸役、立嫡子違法」「瑣言曰：嫡子者、正妻所生之子也。凡立後者、若嫡子年長於庶子、不待言。雖庶子年長而嫡子年幼、猶當以嫡子立之、所謂『立子以貴不以長』也；若同為嫡子、則當以其長者立之、所謂『立嫡以長不以賢』也、此立嫡子之法也。」（『讀律瑣言』前掲書、一二二頁。）参照。

(9) 巻第六「戸律三、婚姻、妻妾失序」「凡以妻為妾者、杖一百。妻在、以妾為妻者、杖九十、並改正。」

(10) 『大明律』巻第二十「刑律三、鬬毆、妻妾毆夫」「凡妻毆夫者、杖一百、〔……〕。至折傷以上、各加凡鬬傷三等；至篤疾者、絞；死者、斬；故殺者、凌遲處死。若妾毆夫及正妻者、又各加一等。〔……〕其夫毆妻、非折傷、勿論；至折傷以上、減凡人二等。〔……〕至死者、絞。毆傷妾至折傷以上、減毆傷妻二等。至死者、杖一百、徒三年。妻毆傷妾、與夫毆妻罪同。」

(11) 本稿での『醒世姻緣伝』の引用は『古本小説集成』（同徳堂刊本影印、上海古籍出版社）所収本による。句点は主として『醒世姻緣傳』（上下冊）（三民書局、二〇〇〇年、台北）に従った。

「晁大嬸、你是伶俐人。我說你聽、你倒休要賭氣。要不拿出綱紀來、信著他胡行亂做、就不成個人家。〔……〕俺家裡那個、常時過好日子時節、有衣裳儘著教他扎括、我一嗔也不嗔。他待和他睡覺、憑他一夜兩夜、就是十來宿、我也知不道甚　是爭鋒吃醋。要是丟風撒腳、妄作妄爲、忘八淫婦我可也都不饒。」

(12) 陳翠英『世情小説之價値觀探論—以婚姻為定位的考察』国立台湾大学文学院、一九九六年、台北、一八八頁。

(13) 『醒世姻緣伝』第三回の珍哥の科白に「這可是西門慶家潘金蓮説的—『三條腿的蟾希罕、兩條腿的騷屄老婆要千取萬！』」とある。また『金瓶梅』第八七回に「三隻蟾没處尋、兩脚老婆愁那裏尋不出來！」とあることが指摘されている。(盛偉「『金瓶梅』対蒲松齢創作的影響」王平、李志剛、張廷興編『金瓶梅文化研究』中国文聯出版社、一九九九年、四〇三頁) これは金蓮の科白ではなく、王婆から金蓮を買い取ろうとした周守備の執事が、金蓮の値段の高さに腹を立てて言う科白である。しかし『金瓶梅』が『醒世姻緣伝』に先行して現れ、作者が目にしていたことは明らかだろう。『金瓶梅』の成立年代に関しては嘉靖説、万暦説等があり、未だ確定されてはいないが、万暦、崇禎年間に既に刊行されている。

(14) このような呉月娘の姿に関しては、日下翠『金瓶梅—天下第一の奇書』中央公論社、一九九六年、八九～一〇〇頁参照。

(15) 卻説計氏在後院裡領了幾個原使的丫鬟、幾個舊日的養娘、自己孤伶仃獨處。到了年節、計氏又不下氣問晁大舍去要東西、晁大舍亦不曾送一些過年的物件到計氏後邊、真是一無所有。這些婢女婆娘見了前邊珍哥院内萬分熱鬧、後邊計氏一夥主僕連個鏘鏘皮、扁食邊、夢也不曾夢見、哭喪著個臉、墩葫蘆、摔馬杓、長吁短氣、彼此埋怨。

(16) 「没廉恥的淫婦！ 你頂著我的天、躁著我的地、佔著我的漢子、倒賞我東西過節！ 這不是鼻涕往上流的事麽！」

(17) 大叔既房裡娶了人、這也是人家常事、當初你大嬸原該自己拿出主意、立定不肯、大叔也只得罷了、原不該流和心性、輕易依他。總然就是尋妾、也只尋清門靜戸人家女兒才是、怎麽尋個登臺的戯子老婆？斬眉多梭眼的、甚是不成模様。但既生米做成了熟飯、「豆腐弔在灰窩裡」、你可吹的、你可彈的。只得自寛自解、大量著些、休要没要緊生氣。凡百忍耐、等我到家自然有處。

(18) 『大明律』巻第六、「戸律三、婚姻、出妻」「凡妻無應出及義絶之状而出之者、杖八十。雖犯七出、有三不去而出之者、減二等、追還完聚。」『大明令』「戸令」「凡妻犯七出之状、有三不去之理、不得輒棄。犯姦者、不在此限。七出：無子、淫佚、不事舅姑、多言、盗竊、妬忌、悪疾。三不去：與更三年喪、前貧賤後富貴、有所娶無所歸。」(『大明律』前掲書、二四二頁。)

(19) 夫の両親の意向により、離婚が強制されたり、逆に離婚が許されない場合もあった。陳鵬『中国婚姻史稿』中華書局、一九九〇年、北京、六〇〇～六〇二頁。

(20)「……誰說娶妾娶娼的没有？卻也有上下之分、嫡庶之別。難道就大小易位、冠履倒置？」

(21)巻第六「戸律三、婚姻、妻妾失序」「其民年四十以上無子者、方許娶妾。違者笞四十。」

(22)巻第六「戸律、婚姻、妻妾失序」「若四十以上而有子、及雖無子而年末四十、違律娶妾者、笞四十。蓋更娶妻者、是匹嫡而違律。娶妾於分、猶無妨也。故止坐以笞耳。律不言離異、仍聽為妾、重無後也。」

(23)郭松義『倫理与生活—清代的婚姻関係』商務印書館、二〇〇〇年、北京、三五二—三五三頁。

(24)山崎純一『教育からみた中国女性史資料の研究—『女四書』と『新婦譜』三部書—』明治書院、一九八六年、三八九頁参照。

(25)『新婦譜』序文に「今丙申七月、倉卒遣女。蕭然無辦。因作新婦譜贈之」とある（『新婦譜』の引用は『香艶叢書』人民文学出版社、一九九四年、所収本により、句点は山崎前掲書に従った。以下同様）。

(26)訳文は山崎前掲書、山崎純一訳によった。「風雅之人、又加血氣未定。往往遊意倡樓、置買婢妾、只要他會讀書、會做文章、便是才子舉動、不足爲累也。〔……〕有等丈夫、不事儒業者、或居家榮運、出外經商、〔……〕若娶婢買妾、俱宜聽從。待之有禮、方稱賢淑。貧家能撫卹相安、尤徵婦德。」

(27)山崎前掲書、十七頁。

(28)李新燦『女性主義観照下的他者世界』中国社会科学出版社、二〇〇一年、北京、一四五頁。

(29)林保淳氏も、明末清初において、それまでは正妻の権利とされていた嫉妬を、妾も正妻に対して表すようになってきた、と指摘している（林保淳前掲論文、九九頁）。ただし、なぜこの時期に増えてきたのか、という点に関しては具体的に論じていない。

(30)「你好没要緊！ 偺甚麽東西没有？ 娘捎了這點子東西與他、你就希罕的慌了！」「我不爲東西、只爲一口氣。怎麽我四隻八拜的磕了一頓頭、公母兩個夥著拿出二兩銀來丟己人？ 那天又暖和了、你把那糊窗戸的囂紗著上二疋、叫下人看著也還有體面。如今人在家裡、捎這們些東西與他！……」

(31)例えば服喪期間についても、嫡子の嫁に対しては斉衰一年とされているが、嫡子の妾の喪については何の規定もない。（『大明律』「服制」参照）

(32)孔舉人娘子忙忙的接出來、認得是珍哥、便縮住了腳、不往前走。等珍哥走到跟前、往靈前行過了禮、孔舉人娘子大落落

待謝不謝的謝了一謝、也只得勉強讓坐喫茶。孔舉人娘子道：「人報說晁大奶奶來了、叫我心裡疑惑、道『晁親家是幾時續娶了親家婆、怎麽就有了晁奶奶了？』原來可是你！　没的是扶過堂屋了！我替晁親家算計、還該另娶個正經親家婆、親家們好相處。」正說中間、只見又是兩下鼓、報是堂客吊孝。孔舉人娘子發放道：「看真著些！休得又是晁奶奶來了！」孔舉人娘子雖口裡說著、身子往外飛跑的迎接。

(33)「……你待叫、就叫聲『奶奶』！〔……〕常時還說有那死材私窠子哩、你胡叫亂叫的罷了；如今那死材私窠子已是没了、還是『珍姨』『珍姨』的！自家奴才淫婦拿著我不當人、怎麽叫別人不鄙賤我！……」

(34)「晁親家没正經！　你老本本等等另娶個正經親家婆、叫他出來隨人情、當家理紀的。留著他在家裡提偶戲、弄魂儡罷了、没的叫他出來做甚麽！叫人家低了不是、高了不是……」蕭夫人道：「……人為偕家來、休管他貴賤、一例待了他去。這是為偕家老的們、没的為他哩！」

〔付記〕本稿は二〇〇一年度藝文学会研究発表会での口頭発表をもとにしている。